

柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務委託に関するプロポーザル方式募集要領

1 当該委託等の目的、概要

(1) 目的

地域住民の利便性向上に向け、地域の現状や将来動向、住民の移動実態等を整理・把握し、地域特性に応じた効率的なコミュニティ交通の新設および再編について検討を行うことで、市民の移動需要に応え利便性の高い柏市に即したコミュニティ交通の実現を図るものである。なお、本委託はプロポーザル方式とすることで、専門家としての知見に基づく調査及び提案を期するものである。

(2) 業務概要

【1】市内の公共交通を取り巻く状況の整理・分析・調査

- (1) 市内の現況調査
- (2) 移動・交通実態調査
- (3) 地域公共交通に関する課題の整理

【2】新規コミュニティ交通の検討

- (1) コミュニティ交通の新設検討数
- (2) 利用者数の推計
- (3) 事業費の検討
- (4) 事業採算性の評価
- (5) 事業手法の検討
- (6) 新設候補案の評価
- (7) 報告書作成

【3】ワニバース南部ルートの再編検討

- (1) 課題等に対する現状調査・分析
- (2) 検討する再編案
- (3) 事業性の最適化
- (4) 運行管理上の課題に係る調整
- (5) 再編候補案の評価
- (6) 報告書作成

(3) 予定契約期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(4) 予定金額（上限金額）

21,500,000円（消費税及び地方消費税を含む）

債務負担行為設定済み 内訳 令和7年度：12,500,000円

令和8年度：9,000,000円

2 参加資格

参加資格を有する者は、公募開始日から契約締結の日までにおいて、次の要件の全てを満たす者とする。

- (1) 柏市競争入札参加資格者として登録され、かつ、区分「測量・コンサルタント」のうち大分類「都市計画及び地方計画」に登録があること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生の手続き又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生の手続きの申立てがなされている者に該当しないこと。

- (4) 柏市建設工事請負業者等指名停止要領（昭和62年4月1日制定）に基づく指名停止又は柏市入札契約暴力団対策措置要領（平成26年12月18日制定）に基づく指名排除を受けていないこと。
- (5) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又は公募日前6か月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しないこと。
- (6) 令和2年度以降に、官公庁が発注した、次の業務を履行完了した実績があること。
- ・コミュニティ交通に係る計画・方針策定・検討委託の作成業務
- ただし、令和6年4月1日時点の人口が10万人以上の自治体の業務であること。
- (7) 次のいずれかの資格を有し、(6)の業務を主任技術者または担当技術者として履行した実績がある技術者を配置できること。
- ・技術士法（昭和58年法律第25条）に規定する建設部門（選択科目：都市及び地方計画）又は総合技術管理部門のいずれかに合格し、同法による登録を受けている者。

3 全体スケジュール

期日	内容
令和7年3月31日(月)	公募開始
令和7年4月9日(水)	参加意思表明書受付締切
令和7年4月16日(水)	参加資格要件確認結果通知
令和7年4月21日(月)	質疑書の締切
令和7年4月25日(金)	質疑書に対する回答
令和7年5月14日(水)	提案書等の提出締切
令和7年5月下旬	書類審査（一次審査）
令和7年5月下旬	一次審査結果通知及び プレゼンテーション実施日通知
令和7年6月上旬	プレゼンテーション(二次審査)
令和7年6月中旬	プロポーザル方式結果通知
令和7年6月下旬	契約日（予定）

※各実施日は特段の事情が生じた場合は変更することがある。

4 参加意思表明について

(1) 期限

ア 持参の場合

令和7年4月9日(水) 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和7年4月9日(水) 必着

(2) 提出書類

ア 参加意思表明書（様式1）

イ 暴力団排除に係る誓約書（様式2）

ウ 業務実施体制表（様式3）

エ 主任技術者及び担当技術者の経歴（様式4）

オ 2(6)の客観的な証明書類（契約書の写し等）

カ 2(7)の客観的な証明書類（資格証等）

(3) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

土木部交通政策課（分庁舎１の１階）

イ 郵送の場合

郵送先は下記のとおりとする。

〒２７７－８５０５ 千葉県柏市柏五丁目１０番１号

柏市役所土木部交通政策課 宛

(4) 部数

各１部

(5) 参加資格要件確認結果通知

令和７年４月１６日(水)までに全ての提案者に電子メールで行う。

5 質疑について

(1) 質疑方法

ア 質疑書（様式５）を電子メールで事務局あてに送付すること。

イ メールの件名は【柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務の質疑】とすること。

ウ 送付先：kotsuseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

エ 送付した際は、事務局（０４－７１６７－１２１９）に電話し到着確認をすること。

オ 評価等に影響をおよぼすおそれがある質問（参加業者数・参加業者名・選定委員等）についての質問は受付けない。

(2) 質疑期間

令和７年４月１７日（木）から令和７年４月２１日(月)（午後５時）まで

(3) 回答方法

令和７年４月２５日(金)までに全ての提案者に電子メールで行う。

6 辞退について

参加意思表明書の提出後、本プロポーザル方式を辞退する時は、辞退届（様式６）を、提案書の提出締切日までに事務局へ提出すること。なお持参の場合は午後５時まで、郵送の場合は締切日必着とする。

7 提案書の作成と提出

(1) 提案内容

別紙「柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務に関するプロポーザル方式審査基準」の項目に沿って記載すること。

(2) 提出書類

ア 企画提案書（表紙は様式７を使用すること。）

- ・ 別添『柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務 仕様書』に基づき企画提案書を提出すること。

なお、『柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務 仕様書』については、現時点における担当課案のため、契約の相手方に特定した受託候補者の企画書の内容を踏まえ、業務内容を調整した上で契約締結時に改めて示すこととする。

- ・ 本市の公共交通の特徴を把握した上で、本市コミュニティ交通の現状と社会状況の変化の整合性を整理し、本業務を実施するに当たっての貴社の方針、考え方等を提案すること。
- ・ 企画提案書は可能な限り簡素化し、全体で両面印刷１０枚（２０ページ）以内とする。

イ 業務工程表（様式任意）

ウ 会社概要書（様式任意）

会社名、設立年月、資本金、本社所在地、技術者数、業務内容、及び連絡先を記載

すること。ただし、会社案内（パンフレット）による代替でもよいものとする。

エ 業務実施体制表（様式3）

オ 主任技術者及び担当技術者の経歴（様式4）

カ 見積書及び内訳（各年度の支払額を記載すること。）（様式任意）

(3) 部数

9部（正本1部 副本8部）

(4) 期限

ア 持参の場合

令和7年5月14日(水) 午後5時まで

イ 郵送の場合

令和7年5月14日(水) 必着

(5) 提出先及び提出方法

ア 持参の場合

土木部交通政策課（分庁舎1の1階）

イ 郵送の場合

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号
柏市役所土木部交通政策課 宛

8 参考見積書の提出

参考見積書及び内訳書の提出を以下のとおり行うこと。

(1) 部数

見積書及び内訳書 各2部（正本1部 副本1部）

(2) 上限金額

本要領1(4)に記載の 予定金額（上限金額）を越えないこと。

参考見積書には税抜きの金額も記載すること。

(3) 提出方法

提案書と合わせて期限までに提出を行うこと。

9 審査基準

別紙「柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務に関するプロポーザル方式審査基準」を参照すること。

10 審査方法及び選定方法

(1) 選定委員会

受託予定者の選定は、柏市プロポーザル方式選定委員会（柏市コミュニティ交通新設・再編等検討業務）において行う。

(2) 一次審査（書類審査）

選定委員会は、提出された企画提案書を審査し、二次審査に進む応募者（5社程度）を選定する。選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「一次審査評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5社程度を選定する。

なお、応募者が5社程度に満たない場合は、一次審査を行わず二次審査のみで最優秀提案者を選定する場合がある。

(3) 二次審査（プレゼンテーション審査）

一次審査を通過した応募者は、二次審査（プレゼンテーション審査）を行う。

選定委員会は、提出された企画提案書及び本業務に関するプレゼンテーションについて、別表2「二次審査評価基準」に基づき評価を行う。

(4) 受託予定者の選定

二次審査（プレゼンテーション審査）により、業務に対する課題認識力、理解力、提案力、創造力、計画力、経済性等を総合的に評価し、第1位を最も多く獲得した応募者を受託予定者として選定する。

なお、第1位の獲得数が同数となった場合は、評価者の合議により順位を決定する。

(5) 審査項目（詳細は別表1及び2のとおり）

- ア 実施体制
- イ 業務実績及び主担当者の実績等
- ウ 現状把握力
- エ 課題認識力
- オ 理解力
- カ 提案力
- キ 創造力
- ク 受注意欲
- ケ 計画力
- コ 経済性

1 1 プレゼンテーション審査（2次審査）

(1) 日時

令和7年6月上旬 ※日時については、決定次第、連絡する。

(2) 場所

※日時と合わせて、決定次第、連絡する。

(3) 実施時間

30分以内とする（目安：説明20分＋質疑10分、セッティング・撤去に係る時間を含む）。

(4) 人数

契約した際の責任者（担当者）を含め2名以内とする。

(5) 貸出物品

机・椅子・スクリーン・プロジェクター（接続ケーブルを含む）とする。それ以外の物品については、提案者の負担において用意すること。

1 2 プロポーザル方式結果通知

プロポーザル方式結果は、参加した業者に対し、書面にて通知する。

1 3 結果公表

プロポーザル方式結果は、市ホームページに公表する。

1 4 契約手続き

選定した事業者と随意契約による見積もり合わせを行い、契約手続きを行う。

ただし、選定した契約候補者と契約合意に達しない場合は、次順位の提案者（第二優先交渉権者）と交渉する場合がある。

1 5 事務局

(1) 担当部署

土木部交通政策課 担当 武田, 田口

(2) 連絡先

〒277-8505 千葉県柏市柏五丁目10番1号

電話番号：04-7167-1219（直通）

Eメールアドレス：kotsuseisaku@city.kashiwa.chiba.jp

(3) 受付時間

受付は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。

16 その他

(1) 本プロポーザル方式に係る費用については、全て提案者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。また、本プロポーザル方式以外の目的には使用しない。

(3) 辞退をした場合も今後の入札等において不利な扱いをすることはない。

(4) 参加資格に定めるもののほか、次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

ア 参加意思表明書又は提案書について、提出期限を過ぎて提出された場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 予定金額（上限金額）を超えた見積書を提出した場合

エ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

オ 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合

(5) 参加業者が1者のみであった場合においても、プレゼンテーション審査を実施する。

その際、最優秀提案者として適当でないと認められる場合には、最優秀提案者として選定しないことがある。

(6) 提出した書類の訂正・差し替えは認めない。